

伊賀市環境保全活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境の保全に係る自主的な活動を行う市民団体の育成と会員による活動内容の充実を目的に交付する伊賀市環境保全活動支援事業補助金（以下「事業補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「交付規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 事業補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、伊賀市環境基本条例（平成16年伊賀市条例第155号）第3条に規定する基本理念に基づき実施される環境の保全に関する事業とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、事業補助金の交付の対象としない。

(補助対象団体)

第3条 事業補助金の交付の対象となる市民団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に在住し、又は在勤する5人以上の者で構成されていること。
- (2) 活動拠点が市内にあること、又はその活動が主に市内で行われること。
- (3) 定款、規約、会則等を有していること。
- (4) 年間を通して活動し、補助対象事業に係る収支が明らかであること。
- (5) 政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又はその構成員（暴力団の構成員又はその構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体でないこと。
- (7) 自治組織に関する規則（平成23年伊賀市規則第36号）第2条に規定する住民自治協議会又は自治会等でないこと。

(補助対象経費)

第4条 事業補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費であって、別表に定めるものとする。

(事業補助金の額及び限度額)

第5条 事業補助金の額は、前条に規定する経費の額の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、25万円を限度とする。

（事業補助金の交付申請の様式等）

第6条 事業補助金に係る交付規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 団体の定款等
- (2) 団体の前年度の実績報告書及び収支決算書（事業補助金の交付の申請をした日の属する年度（以下「申請年度」という。）に設立した団体を除く。）
- (3) 団体の当該年度の事業計画書及び収支予算書

（実績報告の期限）

第7条 補助対象事業に係る交付規則第12条第2項の規定による報告は、申請年度の3月10日（その日が伊賀市の休日を定める条例（平成16年伊賀市条例第2号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）である場合は、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）までに行うものとする。

（事業補助金の終期）

第8条 事業補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（人権生活環境部関係補助金等交付要綱の一部改正）

- 2 人権生活環境部関係補助金等交付要綱（平成16年伊賀市告示第11号）の一部を次のように改正する。

別表4 生活環境課の表を削る。

別表（第4条関係）

経費区分	内容
報償費	講師・有識者への謝金、謝礼その他補助事業の実施に直接必要なもので、実施団体以外の者に支払う経費
旅費	調査、講師・有識者招聘旅費、事業の実施に直接必要な旅費
需用費	事業の実施に要する消耗品費（各種材料費、教材、資料代を含む）、燃料費、印刷製本費（写真代、看板、横断幕等製作費を含む）
役務費	事業の実施に要する通信費、通訳料、保険料、筆耕料
委託料	事業の実施に直接必要なもので、実施団体の構成員以外の者に支払う経費（全ての事業を一括で委託する場合を除く。）
使用料、賃借料	事業の実施に要する会場借上料、バス借上料、コピー使用料、施設入場料
備品購入費	3年間以上その形状を変えることなく使用できるものの購入経費で、その購入総額は10万円以内に限る。ただし、市長が特に必要かつ適切と認めるものはこの限りでない。
負担金	事業の実施に直接必要となる負担金及び研修参加費（飲食費を除く。）
その他	その他補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費